

さぬき讃フルーツ「さぬきひめ」PR動画制作委託業務 仕様書

- 1 業務名 さぬき讃フルーツ「さぬきひめ」PR動画制作業務
- 2 委託者 かがわ農産物流通消費推進協議会 会長 奥田 延幸
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
（※出荷最盛期に合わせた撮影・広告配信スケジュールを設定すること）
- 4 納入場所 かがわ農産物流通消費推進協議会事務局 香川県農政水産部農業生産流通課
農産物ブランド推進グループ 担当：則包、小川
電話：087-832-3417
E-mail：cv2187@pref.kagawa.lg.jp

5 業務概要

香川県オリジナル品種である「さぬきひめ（いちご）」の認知拡大・消費拡大を図るため、若年層・ファミリー層を中心としたターゲットに向け、思わず「食べたい」「買いたい」と感じさせる訴求力の高いショート動画（Instagram リール向け）を制作し、Instagram 広告によるターゲット配信を実施する。

（1）対象品目の特徴

「さぬきひめ」

平成21年に登録された香川県オリジナルのイチゴ。大粒で丸みを帯びた形が特徴で、柔らかな食感と爽やかで上品な甘み、豊かな香りが楽しめる。また、春先でも甘さがあり、長期間おいしく味わえる。

（2）動画内容について

- ・「思わず食べたくなる」構成とすること。
- ・Instagram のトレンドを取り入れ、シェアや保存（ブックマーク）を促す構成とすること。

6 規格等

項 目	内 容
テーマ	「5 業務概要」をふまえたさぬき讃フルーツ「さぬきひめ」のPR
制作本数	2本
番組の時間	各本 30 秒以内
画質等	フルハイビジョン（1080×1920 ピクセル以上）、縦型（9：16） ※スマートフォン全画面表示に最適化
出演者	手元・口元のパーツモデル、またはノンタレント（タレント・芸能人の起用は不可）
利用形態	・県ホームページ（YouTube 利用）や県保有 Instagram アカウント「かがわ農産物応援団（香川県農業生産流通課）」等での動画配信 ・県関係施設及び協議会主催イベント会場等での放映

	・県内量販店及び県アンテナショップ等にプレイヤーを設置し放映 ・県・協議会が行う広報やレシピ作成での静止画データ・レシピ内容の公開
広告宣伝要件	・旬の時期に合わせてターゲット広告（県内外の 20 代～40 代、食・スイーツ・フルーツ関心層等）を配信すること ・広告配信期間終了後、インプレッション、再生回数、エンゲージメント等をまとめた広告運用レポートを提出すること
二次利用	香川県・当協議会の公式 Web サイト、催事・イベント会場、量販店店頭等での無期限・無償利用が可能な権利処理を行うこと

7 納入物品

(1) 納期

令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

（※広告配信は各出荷時期に合わせて実施し、期日までに完了とする）

(2) 納品物

- ・完成動画データ（MP4 形式 / 9:16 縦型）：2 本
- ・テキストなし版（マスター映像データ）：2 本
- ・静止画（サムネイル・広報用キャプチャ画像）：複数点
- ・広告配信結果報告書（PDF 形式）：1 式

(3) 納品方法

制作した動画は、次のとおり納品すること。

- ・DVD（MP4 形式）：2 枚
- ・DVD（WMV 形式）：2 枚
- ・DVD（MOV 形式）：2 枚

※上記の各形式のデータを含む納品物について、県が指定する大容量ファイル転送システムから電子データを送付すること

8 業務の詳細

- (1) トレンド・アルゴリズムを踏まえた絵コンテ・構成案の作成、取材、収録および編集
- (2) 協議会との 3 回以上の打ち合わせ（完成前試写会も含む）
- (3) 協議会による映像コンテンツの内容確認および調整作業
- (4) 上記「6 規格等」の「利用形態」で放送するために必要なデータを協議会へ納品
- (5) 第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合の必要な権利処理
- (6) Instagram 広告配信設定（オーディエンスターゲティング、エリア設定、期間設定）・運用
- (7) 広告運用の監視・最適化、効果測定レポートの作成

9 予算の上限

300,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※広告出稿費は 100,000 円とする

10 留意事項

- (1) 業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
- (2) テーマ及び制作に関する細部については、必要に応じて協議会との打ち合わせを経て決定する。
- (3) 制作に当たっては、協議会及び取材先等と適宜打ち合わせを行い、情報収集を行うこと。
- (4) 業務の実施に当たって、不明な点が生じた場合は、その都度協議会と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (5) 業務の終了時まで他に他の事業者へ業務を移行することとなった場合には、必要な措置を講じ、円滑に業務の引継ぎを行うこと。
- (6) 業務終了後に報告書を作成し、提出すること。
- (7) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。委託料の支払いは、完了払いとする。
- (8) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 1 成果物に係る著作権の取扱い

(1) 著作権の所有について

成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、同法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、協議会が所有する。

(2) 第三者への使用許諾について

成果物の第三者への使用許諾は、幅広く利用することを前提とし、受託者と協議し協議会が一括して行う。

(3) 使用許諾の条件について

使用許諾に当たっては、変更・切除その他の改変を行わないことを前提条件とする。

(4) 権利関係の処理等について

第三者との間に生じた紛争の処理については、協議会からの求めに応じ、誠実に対応するものとする。

(5) 著作権表示について

成果物の公表に際しての著作権表示については、「制作・著作 かがわ農産物流通消費推進協議会」と表記するものとする。

(6) その他の事項

著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のないその他の事項については、協議会と受託者が協議の上処理する。

1 2 その他

「さぬきひめ」の写真が必要な場合には、香川県が所有する写真を提供することができる。